



本日の会議に付した事件  
議事日程第1号のとおり

---

出席議員（26人）

1番	鈴木和夫	2番	三浦秀雄	3番	伊藤岩夫
4番	今野英元	5番	佐々木隆一	6番	湊貴信
7番	佐藤徹	8番	吉田朋子	9番	三浦晃
10番	高野吉孝	11番	渡部専一	12番	大関嘉一
13番	高橋和子	14番	伊藤順男	15番	渡部聖一
16番	高橋信雄	17番	井島市太郎	18番	佐藤勇
19番	渡部功	20番	佐藤譲司	21番	佐々木慶治
22番	長沼久利	23番	佐藤賢一	24番	梶原良平
25番	土田与七郎	26番	村上亨		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	石川裕
副市長	小野一彦	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	伊藤篤	市民福祉部長	真坂誠一
農林水産部長	三浦徳久	商工観光部長	渡部進
矢島総合支所長	佐藤晃一	岩城総合支所長	吉尾清春
由利総合支所長	庄司昭一	東由利総合支所長	伊豆葵
西目総合支所長	佐々木政徳	教育次長	佐藤一喜
消防長	佐々木助行	建設部技監兼 都市計画課長	齋藤明大
建設管理課長	佐々木藤悦		

---

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	鎌田直人
書記	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	佐々木健児	書記	今野信幸

---

午前 9時58分 開 会

○議長（鈴木和夫君） ただいまより平成26年4月16日告示招集されました平成26年第1回由利本荘市議会臨時会を開会いたします。

○議長（鈴木和夫君） 出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

さて、今臨時会にただいままで提出されました案件は、報告第3号から報告第14号までの12件及び議案第81号から議案第83号までの3件の計15件であります。

---

○議長（鈴木和夫君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、8番吉田朋子さん、9番三浦晃君を指名いたします。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。今臨時会の会期は、議会運営委員会において本日1日と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、提出議案の説明を行います。  
この際、報告第3号から報告第14号までの12件及び議案第81号から議案第83号までの3件の計15件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。  
今市議会臨時会におきましては、市道猿倉花立線災害防除工事請負契約解除に係る和解などについて御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、シェールオイルの商業生産についてであります。

本市、鮎川油ガス田において、石油資源開発株式会社による国内初となるシェールオイルの商業生産がこの4月より行われております。本市にとりましても大変喜ばしいことであり、今後の地域経済への波及効果を期待しているところであります。

また、経済効果だけでなく、教育目的や観光資源など、地域活性化につながる活用方法についても検討してまいります。

次に、観光振興についてであります。

日本海東北自動車道上り線の西目パーキングエリアに4月15日、無料休憩所を開設いたしました。本市を通る高速道路の唯一のパーキングエリアであり、休憩所内にはベンチやテーブルなどを配置したほか、本市の観光や特産品をPRする施設としても積極的に活用してまいりたいと考えており、5月の大型連休には、観光PRイベントを計画し

ているところであります。

次に、国民文化祭についてであります。

国民文化祭本番の年を迎え、10月の開催に向けて着々と準備を進めております。

市独自事業のフットパスは、早速4月下旬から開始し、10月までの間に各地域、全13コースで実施する予定であります。

今後は、継続したPR活動に加え、羽後本荘駅からカダーレまでの景観整備やクリーンアップ事業を始め、事業開催時のボランティアスタッフなど、市民の皆様に参加していただける機会を広げ、国民文化祭開催の機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、新山野墓園の拡張整備についてであります。

平成25年度に、新山野墓園の隣接地に200区画を新たに整備し、4月1日より募集を開始したところであります。今回の整備に当たりましては、市民アンケートの結果をもとに、規制墓地のほかに、初めて自由墓地を23区画設置しております。募集開始の初日には、多くの皆様より電話や窓口での問い合わせ、申し込みをいただくなど、関心の高さを改めて感じた次第であります。

次に、風力発電事業についてであります。

現在、本市の風力発電量は、県全体の約4分の1を占め、県内一の実績となっております。今後の県全体の導入計画におきまして、全体の2割強に当たる約7万5,000キロワットの規模が予定されております。

この計画のうち、5万1,000キロワットの出力を誇る西由利原に建設する発電施設の安全祈願祭が去る3月26日にとり行われ、この4月に工事着手し、平成27年度中に本格稼働の予定となっております。

次に、地域医療の状況についてであります。

東京医科大学との寄附講座創設につきましては、3月19日に協定書を締結し、4月1日から由利組合総合病院の消化器科に2名の臨床・研究医が派遣になり、診療に当たっていただいております。

また、鳥海診療所長には石川成範医師が赴任し、4月3日から診療を開始いたしました。

今後も全力で地域医療を守り、充実を図ってまいりますので、議会並びに関係各位の特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第1回市議会臨時会に提出いたします案件は、専決処分報告12件、補正予算1件、その他2件の計15件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第3号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告及び報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告につきましては、いずれも地方税法等の一部改正に伴い、3月31日付で専決処分したものであります。

報告第5号公の施設の指定管理者の指定専決処分報告につきましては、公の施設の指定管理者に指定した岩城地域の第三セクター3社が4月1日付で合併し、株式会社岩城

となったことから、改めて岩城第1農産物処理加工施設を初めとする8施設について、新会社を指定管理者として指定するため、4月1日付で専決処分したものであります。

次に、平成25年度各会計補正予算の専決処分報告についてであります。

これらの補正予算は、年度末において精査・確定した歳入及び歳出各項目の補正について、3月31日付で専決処分したものであります。

初めに、報告第6号一般会計補正予算（専決第8号）についてであります。歳入では、市税や地方交付税、国・県支出金などの確定と、歳出では、事業費の確定や決算見込みによる補正が主なもので、減債基金に10億2,100万円、地域雇用創出推進基金に1億円を積み立てるほか、予備費において収支の調整を図るなど、6億1,081万4,000円を追加し、補正後の予算総額を522億9,976万5,000円としたものであります。

そのほか、報告第7号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を初めとする8特別会計専決処分報告を提案するものであります。

次に、議案第81号市道猿倉花立線災害防除工事請負契約解除に係る和解についてであります。これは当該工事において、昨年11月21日に発生した土砂崩落に伴い、工事再開のめどが立てられないため、契約解除に関して、相手方、山科建設株式会社と工事の施工に要した費用の支払いに係る協議が調ったことにより、和解金及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第82号交通事故に係る示談についてであります。これは本年3月5日に由利地域で発生した公用車による交通事故について、相手方、株式会社かんきょうと示談するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第83号平成26年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容といたしましては、土木費では、市道猿倉花立線災害防除工事請負契約の契約解除の和解に伴う費用や、市道吉沢東由利原線の地すべり災害の調査費などの追加、公債費では、後年度の負担軽減やプライマリーバランスの確保を図るため、繰り上げ償還に係る費用を追加しようとするものであります。

財源には、繰越金や減債基金などを充て、16億2,871万4,000円を追加し、補正後の予算総額を517億2,871万4,000円にしようとするものであります。

以上が第1回市議会臨時会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） これにて提出議案の説明を終わります。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、これより提出議案に対する質疑を行います。

提出議案に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前10時12分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより報告第3号から報告第14号までの12件及び議案第81号から議案第83号までの

3 件の計15件を一括議題とし、質疑を行います。  
ただいままでのところ質疑の通告はありません。  
質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、提出議案の委員会付託を行います。  
お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。  
この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午後 3時30分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
日程第6、これより報告第3号から報告第14号までの12件及び議案第81号から議案第83号までの3件の計15件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。  
最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。  
今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件、補正予算1件の計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に係る専決処分報告であります。

報告第3号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る課税や、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間の延長などについて、条例の一部を改正したものであります。

この条例の一部改正につきましては、上位法の改正に基づいて、4月1日付で施行するため、3月31日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号平成25年度一般会計補正予算（専決第8号）専決処分報告ですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から5款、7款、8款、10款、12款から18款、20款及び21款、歳出では2款、9款、12款及び14款並びに地方債の変更ですが、主な内容について御報告申し上げます。

歳入につきましては、市税、地方譲与税、地方交付税及び国・県支出金などの年度末における精査・確定に伴う補正であり、10款地方交付税では、特別交付税など7億2,500万円を増額したものであります。

歳出につきましては、事業費の確定や決算見込みに基づく補正が主なものであり、2

款総務費では、減債基金に10億2,100万円、地域雇用創出推進基金に1億円を積み立てたほか、12款公債費において、長期債償還元金及び利子を2億2,400万円減額し、また収支調整のため、14款予備費を3億2,300万円増額したものであります。

また、地方債の補正につきましては、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業など24事業の起債限度額を変更したものであります。

次に、報告第9号平成25年度情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。これは歳出において事業費が確定したことにより、一般管理費を減額し、一般会計繰入金などで調整したものであり、歳入歳出それぞれ189万4,000円減額し、補正後の歳入歳出をそれぞれ4億1,453万1,000円としたものであります。

以上、2件の補正予算に係る専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第83号平成26年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入18款及び19款、歳出2款であります。

歳入の18款繰入金では、長期債償還分として減債基金から繰り入れするほか、歳出に係る一般財源分として19款繰越金を増額しようとするものであります。

歳出では、12款公債費で長期債償還元金分を15億6,164万6,000円増額しようとするものであります。

この一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

○教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金分の課税限度額を12万円から14万円に変更したほか、応益分に係る軽減判定所得基準額を見直すために関係条文を整備したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号平成25年度一般会計補正予算（専決第8号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から16款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款であります。

全般的に国・県支出金、事業費等の確定及び年度末精査による補正であり、その主なものについて御報告申し上げます。

まず、歳入11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定による減額であります。

12款分担金及び負担金は、児童クラブ等保護者負担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料は、焼却場使用料の追加が主なものであります。

14款国庫支出金は、岩城小学校校舎・屋体工事に係る公立学校施設整備費負担金の追加及び生活保護費負担金の減額が主なものであります。

15款県支出金は、福祉医療費補助金及び放課後児童対策事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の追加が主なものであります。

20款諸収入は、生活保護費返還金及び再商品化合理化拠出金の追加、居宅介護予防サービス計画費収入の減額が主なものであります。

21款市債は、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債及び消防施設整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は、交通安全対策費及び戸籍住民基本台帳費の減額であります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、福祉医療支給事業費及び障がい者総合支援費の減額が主なものであります。

2項児童福祉費においては、保育所入所措置事業費及び各保育園運営費の減額が主なものであります。

3項生活保護費においては、生活保護費の減額が主なものであり、4項災害救助費においては、被災者見舞金支給費の減額であります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、母子保健事業費及び感染症等予防対策費の減額が主なものであります。

2項清掃費においては、ごみ減量化推進事業費及び不法投棄対策費の減額が主なものであります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホーム管理費の減額であります。

7款商工費は、消費者保護対策事業費の減額であります。

9款消防費は、消防施設等整備事業費の減額が主なものであります。

10款教育費は、1項教育総務費において、スクールバス運行事業費の減額が主なものであります。

2項小学校費及び3項中学校費においては、学校一般管理費及び児童生徒の就学援助事業費の減額が主なものであります。

4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費及び幼稚園就園助成事業費の減額であります。

5項社会教育費においては、各社会教育施設、公民館及び図書館等の管理運営費の減額が主なものであります。

6項保健体育費においては、各体育施設の管理運営費及び給食運営管理費の減額が主なものであります。

次に、報告第7号平成25年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、国・県支出金等の確定による療養給付費等負担金、財政調整交付金及び療養給付費等交付金の追加、歳出では、予備費の追加及び共同事業拠出金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ2億8,636万3,000円を追

加し、補正後の歳入歳出予算総額を104億7,520万6,000円としたものであります。

次に、報告第8号平成25年度診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の追加及び診療収入確定による減額、歳出では、各診療所運営費における医薬材料費の減額であり、歳入歳出それぞれ180万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,299万3,000円としたものであります。

次に、報告第10号平成25年度介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、精査による介護給付費収入及び自己負担金収入の減額、歳出では、介護サービス事業費及び予備費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,027万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億7,682万5,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤譲司君。

【産業経済常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤譲司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第5号公の施設の指定管理者の指定専決処分報告であります。これは公の施設の指定管理者に指定した岩城地域の第三セクター3社が4月1日付で合併し、株式会社岩城となったことから、改めて岩城第1農産物処理加工施設を初めとする8施設について、新会社を指定管理者として、平成26年4月1日から4カ年指定するため、4月1日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号平成25年度一般会計補正予算（専決第8号）専決処分報告ですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、13款、15款、16款、20款、21款、歳出では5款から7款、11款であります。

本補正予算は、年度末において各事業等の精査・確定による補正であり、主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、農地農業用施設災害復旧費分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、各農業施設使用料及び農業手数料の減額であります。

15款県支出金につきましては、地域水産物供給基盤整備事業費補助金の減額のほか、農業・林業各事業及び農地農業用施設災害復旧事業に係る補助金の増減額が主なもので

あります。

16款財産収入につきましては、家畜や牧草、風力発電売電に係る生産物売払収入の増減額が主なものであります。

20款諸収入につきましては、雇用創造協議会貸付金元利収入の減額のほか、保険収入などの商工雑入の増減額が主なものであります。

21款市債につきましては、漁港整備事業に係る水産業債、農地農業用施設及び林道の災害復旧事業債の減額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

5款労働費、1項1目労働諸費につきましては、雇用対策事業に係る各助成金及び雇用創造協議会への運営資金貸付金の減額であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員会事務費の減額であります。

3目農業振興費では、戸別所得補償制度推進事業費補助金の減額が主なものであります。

4目農業施設費では、農産加工施設等管理費の減額であります。

5目畜産業費では、農業夢プラン実現事業費補助金、県有種雄牛産子供給基地育成事業費の減額が主なものであります。

6目畜産業施設費は、畜産センター等の運営費の減額が主なものであります。

7目農地費では、農地等単独災害復旧補助金確定による土地改良助成事業費の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、林業災害復旧事業費単独補助金や、市の公有林管理委託料の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、工事請負費確定による地域水産物供給基盤整備事業費の減額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、商品券事業費補助金、雇用安定特別支援補助金の減額が主なものであります。

3目工業振興費では、産学共同研究開発助成事業補助金及び本荘地域石脇の貸し工場改修に係る経費の減額が主なものであります。

5目観光費では、特産品開発事業補助金のほか、観光誘客促進に係るモニターツアー委託費の減額及びスキー場運営特別会計への繰入金の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、各観光施設の運営費の減額であります。

11款災害復旧費につきましては、農地農業用施設災害復旧事業費及び林道災害復旧事業費の減額であります。

次に、報告第14号平成25年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

これは、25年度の営業終了に伴う精算によるもので、歳入においては、リフト収入の減額及び一般会計からの繰入金の追加、歳出においては、スキー場管理費の減額で、歳入歳出それぞれ140万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億5,659万8,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げます一般会計及び特別会計補正予算に係る専決処分につきま

しては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

○建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告4件、補正予算1件、その他2件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告についてであります。年度末において精査・確定した歳入歳出各項目の補正が主なものであります。

報告第6号平成25年度一般会計補正予算（専決第8号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料などの追加であります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金などの減額であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金の減額及び県道除雪委託金の追加であります。

20款諸収入では、自動車事故に関する保険金の追加であります。

21款市債では、各事業債の減額であります。

続いて、歳出であります。

各特別会計への繰入金の減額のほか、8款土木費では、1項土木管理費において、土砂崩落技術調査委員会費の減額であります。

2項道路橋梁費では、道路維持事業費などの減額のほか、社会資本整備総合交付金事業費の組み替えであります。

5項都市計画費では、停車場栄町線街路整備事業の財源更正であります。

6項住宅費では、公営住宅管理費及び住宅リフォーム補助金の減額などあります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、国庫負担金などの減額による財源更正であります。

次に、報告第11号平成25年度下水道事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。

歳入では、一般会計繰入金の減額であります。

歳出では、処理施設維持管理費及び公債費の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ1,083万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を26億8,571万5,000円にしたものであります。

次に、報告第12号平成25年度集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

歳入では、矢島町川辺地内の国道108号バイパス工事に伴う中継ポンプ場の移転補償費の追加のほか、一般会計繰入金及び下水道事業債の減額であります。

歳出では、処理施設維持管理費及び公債費の減額であります。

歳入歳出それぞれ748万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億1,087万9,000円にしたものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業において限度額の減額であります。

次に、報告第13号平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

歳入では、水道施設整備費補助金、一般会計繰入金、水道移設補償費及び簡易水道債の減額であります。

歳出では、一般管理費、施設管理費、大内第三簡易水道事業費及び公債費の減額であります。

歳入歳出それぞれ641万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,228万8,000円にしたものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業において限度額の減額であります。

以上、御報告申し上げました4件の平成25年度補正予算専決処分報告につきましては、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第81号市道猿倉花立線災害防除工事請負契約解除に係る和解についてであります。

これは、矢島地域の当該工事において、土砂崩落の影響により工事再開の見通しが立たないことから、受注者である山科建設株式会社との工事請負契約を解除し、工事の施工に要した費用を支払い、和解するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本案件につきましては、これまで議会全員協議会での協議を経て、合意事項等の内容について慎重に審査を重ねた結果、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程において、審査資料となる解除契約書案の提示が遅かったことから、余裕を持った提示を望むとの意見があったことを申し添えます。

続いて、議案第82号交通事故に係る示談についてであります。

これは、3月5日に由利地域で発生した公用車の交通事故の物的損害について、相手方、株式会社かんきょうと示談するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これにつきましては、今後、交通安全に十分配慮し、管理を強化されたいとの意見が審査の過程であったことを御報告申し上げます。

最後に、議案第83号平成26年度一般会計補正予算（第1号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では20款、歳出では8款及び11款であります。

歳入では、20款諸収入において、公用車の交通事故に関する保険収入及び市道猿倉花立線災害防除工事請負契約に関する前払い金返還金の追加であります。

歳出では、8款土木費において、交通事故の損害賠償金及び工事請負契約解除に関する和解金の追加であります。

11款災害復旧費では、市道吉沢東由利原線の地すべり災害の調査費の追加であります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び報告・議案についての討論、採決を行います。

なお、報告・議案の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、報告第3号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第8、報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第9、報告第5号公の施設の指定管理者の指定専決処分報告を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第10、報告第6号平成25年度一般会計補正予算（専決第8号）専決処分報告を議題といたします。

各委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第11、報告第7号平成25年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告及び日程第12、報告第8号平成25年度診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号及び報告第8号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第13、報告第9号平成25年度情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第14、報告第10号平成25年度介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第10号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第15、報告第11号平成25年度下水道事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告から日程第17、報告第13号平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第11号から報告第13号までの3件は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、報告第14号平成25年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第14号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第81号市道猿倉花立線災害防除工事請負契約解除に係る和解についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第82号交通事故に係る示談についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第83号平成26年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務、建設、各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） この際、お諮りいたします。今臨時会において議決されました議案において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今臨時会の付議事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回由利本荘市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時15分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長          鈴木 和 夫

議 員          吉 田 朋 子

議 員          三 浦      晃